相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字鶴賀問御所町一三四番地、最後の住所東京都練馬区平和台三丁目七番一二―四〇五号
被相続人　亡　増田　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山元　裕子
（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市神明町一〇一番地、最後の住所福井県鯖江市石田下町第二〇号六七番地
被相続人　亡　原　孝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
福井県敦賀市布田町八四―一―一八
相続財産管理人　弁護士　笠原　一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市沼久保二六五番地一、最後の住所静岡県富士宮市山本二六六番地
被相続人　亡　三上　祐仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
事務所静岡県富士市伝法二八七八番地の二
○　杉山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉山　利朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県愛知郡愛荘町愛知川一七〇〇番地一、最後の住所大阪府門真市石原町三四番六号
被相続人　亡　近藤　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五〇三号
相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡岬町深日七二二番地の二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　反保　博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ三〇二号室
相続財産管理人　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県さぬき市志度一一四七番地二、最後の住所香川県さぬき市志度一一四七番地二
被相続人　亡　宮本　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
香川県高松市磨屋町五番地九　プラタ五九・四階　のぞみ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　兼光　弘幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区薬院二丁目五番、最後の住所福岡県福岡市中央区薬院二丁目一一番二一―三〇二号　被相続人　亡　土佐　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
福岡県福岡市中央区大名二丁目八番一八号
天神パークビル四階
相続財産管理人　村山　博俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市五和町城河原一丁目九四番地、最後の住所熊本県天草市佐伊津町三三三番地三〇　被相続人　亡　岩崎　積

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
事務所熊本県天草市諏訪町六番二二号
相続財産管理人　渡邉　弘樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県杵築市山香町大字久木野尾二六八〇番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐藤　竹野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
大分県杵築市山香町大字久木野尾三〇五二番地　相続財産管理人　渡辺　康文

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年11月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ミニミニ中央　②東京都知事(2)81647　③代表取締役　池四義之　④東京都豊島区西池袋一丁目19番１号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区恵比寿一丁目７番６号　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区西池袋一丁目19番１号　株式会社ミニミニ中央　代表取締役　池四義之

①合同会社狭山　②東京都知事(1)86929　③代表社員　サヤマケイマンカンパニーリミテッド　職務執行者　赤津忠祐　④東京都港区西麻布三丁目20番16号西麻布アネックス　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区西麻布三丁目20番16号西麻布アネックス　合同会社狭山　代表社員　サヤマケイマンカンパニーリミテッド　職務執行者　赤津忠祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置郡吹上町中原二六〇五番地、最後の住所鹿児島県日置郡松元町石谷二一六一番地二四　被相続人　亡　木場　清晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
事務所鹿児島市真砂町四六―一　佐伯司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　佐伯　成人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置市東市来町養母一七〇二三番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野三三九七番地一三　サンビレッジ樋脇三―二号
被相続人　亡　鮫島　清俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日
鹿児島県鹿児島市西別府町二七九四番地四二
相続財産管理人　鶴田　久子